

#### 秋田県条例第四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項ただし書第一号」に、「同項」を「同項ただし書第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

第五条第三項中「第六号」を「第三号」に、「第十三条第一項の午前一時まで」を「第十三条第一項ただし書第二号の午前零時以後において」に改める。

第六条の表中「第六号」を「第三号」に、「日出時から午前九時まで」を「午前六時後午前九時前」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に、「前条第一項各号」を「前条第二項各号」に、「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第八条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同項第二号中「とばく」を「賭博」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 法第二条第一項第五号に掲げる営業を営む者は、午後七時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者が同伴する十六歳未満の者については、この限りでない。

第二十四条を第二十八条とし、第二十三条の次に次の四条を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業許容地域）

第二十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 第五条第三項に規定する地域

二 次の表の上欄に掲げる施設の敷地（これらに供するものと決定した土地を含む。以下この号において同じ。）から同表の中欄に掲げる当該施設の敷地の含まれる地域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離内の地域以外の地域

施設	地域		距離
児童福祉施設（公安委員会規則で定める施設に限る。） 老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十三号）第五条の三 に規定する老人福祉施設（公安委員会規則で定める施設に 限る。）、病院及び患者を入院させるための施設を有する 診療所	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	その他の地域	四十メートル
			百メートル

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第二十五条 特定遊興飲食店営業者は、秋田県の区域において、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

（特定遊興飲食店営業の騒音及び振動に係る数値）

第二十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める騒音の数値は、第七条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める振動の数値は、五十五デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の行為の制限）

第二十七条 第八条第一項の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

本則に次の一条を加える。

（風俗環境保全協議会の設置地域）

第二十九条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、第五条第三項に規定する地域とする。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。